

IBM ウェルフェアセミナー報告集

視覚障害をどうとらえるか

第2集

ライフサイクルに応じた社会的自立

—能力障害(ディスアビリティズ)の克服

IBM ウェルフェアセミナー報告集

視覚障害をどうとらえるか

第2集

ライフサイクルに応じた社会的自立

—能力障害(ディスアビリティズ)の克服

IBM ウェルフェアセミナー報告集
視覚障害をどうとらえるか第2集

ライフサイクルに応じた社会的自立

— 能力障害(ディスアビリティズ)の克服

目 次

序にかえて	直 居	鉄.....	1
-------------	-----	--------	---

第3章 能力障害（ディスアビリティズ）の克服と社会参加

第1節 乳幼児と学齢児の行動能力の 育成とその課題	木 塚 泰 弘.....	5
第2節 中途失明者のリハビリテー ション訓練とその課題	日比野 清.....	38
第3節 パネル・ディスカッション 「能力障害の克服と社会参加」		56

第4章 在宅視覚障害者の日常生活の自立と生きるよろこび

第1節 日常生活の自立とその課題	鈴 木 文 子.....	87
第2節 高齢者のリハビリテーション とその課題	増 田 良 一.....	110
第3節 パネル・ディスカッション 「在宅視覚障害者の日常生活の自立と生きるよろこび」		129

序にかえて

日本点字図書館副館長
直 居 鉄

「視覚障害の認識とその処遇をめぐる」という共通テーマによるこのセミナーの第2年目は、「ライフサイクルに応じた社会的自立——能力障害（ディスアビリティズ）の克服」というテーマによって行われました。

第1日は、「能力障害の克服と社会参加」をテーマとして、第2日は、「在宅視覚障害者の日常生活の自立と生きるよろこび」というテーマにより、それぞれ二つの講演とパネルディスカッションが行われました。

今回提起され、討論された多くの問題を整理すると、次の三つにまとめることができると思います。

第1は、障害の受容ということです。医学的にこれ以上改善する見込みがなく、視覚障害を宣告あるいは告知され、障害を克服するための教育、リハビリテーション訓練を受けるに当たって、自らの障害の状況をはっきりと正しく自覚することが必要であるということです。そして、障害を克服して社会的自立を目指す強い意欲を持たなければ、どのような教育、リハビリテーション訓練も成果を収めることはできないということです。

しかし、これは決して簡単なことではありません。障害の程度とその時期、家庭や職場の環境、本人の性格など、個人によってその状況は著しく異なるからです。医療の立場から障害を告知し、教育、リハビリテーション訓練を担当する者が所定のプログラムに従って指導を開始しようとしても、本人が障害を克服しようとする意欲を持っていないければ、どのような指導も効果をあげることはできません。教育、リハビリテーション訓練を担当する者は、本人に関する医療的情報を正確に理解したうえで、本人をはじめ家族、場合によっては職場の関係者などと時間をかけて十分に相談し、いろいろな具体的場面の中で、本人が「やろう」とする意欲を起こすようにしむけていかなければなりません。この極めて難しいことをどのよ

うにしたらよいかという問題について、かなり具体的な事例が報告され討論されました。

第2は、教育、リハビリテーション訓練のプログラムは画一的ではなく、多様な個人の必要に応じて設定しなければならないということです。先天性あるいは乳幼児期に失明した児童は、自分の障害を認識することはできません。両親や家族は、視覚障害の子どもをどのように育てたらいいのか悩み苦しみ、迷ったあげく、子どもの障害を受容し、盲学校の幼稚部あるいは小学部に入學させます。子どもは仲間たちと楽しく生活し、大きくなったら電車の運転手や飛行機のパイロットになることを夢見ながら成長していきます。やがて中学部から高等部に進み、青年期になっていくに従って、視覚障害の深刻な意味に気が付き、悩み苦しみますが、なんとなく障害を受容し、理療を職業としていく進路に適応して、盲学校の生活を楽しみながら成長していきます。卒業した後は、就職したり開業したりしながら患者以外はほとんど晴眼者との付き合いもなく、盲学校の同窓会や盲人団体の仲間と余暇をすごすような生活をしていきます。それはそれなりに幸せです。結婚して家庭をもつなら、なお一層幸福な生涯を送ることができます。全盲の女子の場合は男子より結婚は難しく、家庭生活に必要な知識技能を十分に習得していても、周囲が結婚を容易に認めようとしないのが通例でした。

このような視覚障害者の生き方は、これまでの一つの類型であったと言ってもさしつかえないと思います。しかし、最近はこのような類型的な生き方を前提として教育、リハビリテーション訓練のプログラムを設定するわけにはいかなくなりました。先天性あるいは乳幼児期の失明は激減し、青年期以後の失明すなわち中途失明がふえ、特に高齢の失明が目立って増加しています。また、視覚障害の上に他の疾病あるいは障害を併せ持者が非常に多くなってきています。一方、伝統的な按摩・はり・灸はかつてのように免許を取得さえすれば、それで安心というような状況ではなくなりました。この度の法改正によって今後免許取得は非常に困難になるこ

とが予想されます。

ところが、視覚障害者（児）に対する教育、リハビリテーションのプログラムの根底には、今なおこれまでの類型的な生き方を基準としてそれに適応させようとする考え方が根強く残っているようです。著しく多様化した視覚障害者（児）の一人ひとりに対応するプログラムが必要であるということが、今回強く指摘され、討論されたのは大きな成果でした。

第3は、自立ということをどう考えるかということです。これまで自立といえば、職業に就いて経済的に独立した社会生活ができることであるというように考えられてきました。教育、リハビリテーションの目標をこのような自立に置き、その職業も伝統的な按摩・はり・灸を中心としてきました。

しかし、自立ということをこのように狭く考えるのではなく、ここでは「ライフサイクルに応じた社会的自立」と広く考えていこうとしているのです。視覚障害による能力障害を克服して、それぞれの生活環境の中で自分のことが自分でできるようにしていくことが必要であるという考え方について、共通の認識を得ることができました。

乳幼児から高齢に至るそれぞれの段階において、自立的な生活ができるようにしていくことが大切なのです。そのためには、これまでの制度や教育、リハビリテーション関係のあらゆる施設を固定的にしないで、必要な改善をしながら適切に運用し、相互の連携を弾力的にしていかなければなりません。また、一人ひとりにとって必要な時に適切な処置がとられなければならないのであって、時期を失したり、誤った指導をして、とりかえしのつかない状態にしてしまうような失敗は許されません。

視覚障害者の著しい高齢化に伴い、家庭や地域で、日常生活の自立によって生きる喜びを持てるようにしていかなければならないのです。日常生活の自立ということは、一般的な尺度で計るのではなく、個人によってゴールが異なります。

今回のセミナーによって提起された乳幼児から高齢者に至るまでの様々

な問題は、教育、リハビリテーション訓練の実践に対し多くの示唆を与えることができたと思います。

第3章 能力障害（ディスアビリティズ）の克服と社会参加

第1節 乳幼児と学齢児の行動能力の育成とその課題

国立特殊教育総合研究所視覚障害教育研究部長
木塚 泰弘

1. 行動能力の育成

まず最初に、行動能力の育成をどうとらえればいいのかということについて、総論的な話をしてみたいと思います。

1) WHO国際障害分類と処遇

行動能力は、もちろん障害者の行動能力ということなので、まずその障害をどうとらえるかということが大事な問題です。国際障害者年の行動計画の最初にでているインペアメンツ、ディスアビリティズ、ハンディキャップスという三つの概念、これはWHOの国際障害分類に基づいているものですが、まずこれについてふれてみます。

資料Ⅰは、インペアメンツ、ディ 、アビリティズ、ハンディキャップスというものについて、その定義と特色、分類のコードをまとめたものです。

この障害の分類と処遇との関係では、次のようなことが言えます。

まずインペアメンツですが、これは、身体の機能または器質的な損傷を指しており、厚生省は機能障害と訳しています。私は損傷と呼ぶ方が適当ではないかと思っていますが、いずれにしてもからだの上に起こっている損傷のことです。視覚系や聴覚系、あるいは筋肉や骨などの運動器系の障害や内臓器に問題のある内部障害はわかりやすいのですが、情緒障害や精神薄弱のような中枢神経系との関わりのある場合には、ディスアビリティズとの区別がつきにくいところがあります。

このような損傷が起こったのは疾病の結果ですが、その中には、現在の治療ではこれ以上の処置はできないということで、その損傷が固定している場合と、治療が進行中のものとがあります。しかし、固定しているものでも、新しく治療法が開発されれば改善の見込みがでてくるということで、このインペアメンツは、医療的処遇の対象であると言えます。

ディスアビリティズは、厚生省の訳では能力低下となっています。しかし、低下というのは、ある水準から下がっていくということですが、重複障害や乳幼児の問題を考えると時には、能力障害の方がよいと思っています。

いずれにしてもディスアビリティズは、インペアメンツに規定されていますが、教育や訓練によって改善できるものです。したがって、教育や訓練の処遇の対象になるものです。

セルフケアとか移動の問題、コミュニケーションの問題など、人間が生き抜いていくときに必要な能力を、日常生活や学習との関わりでとらえていくというものです。

ハンディキャップスは、インペアメンツによってディスアビリティズが規定され、さらにそれによって、一般の人に比べて社会的不利が起こっているということです。ある年齢の普通の人が、日常生活で果たしている役割が十分に果たせないという状況なので、これは社会的に処遇するしかなく、その意味で社会的処遇の対象となります。

2) 損傷・能力障害・社会的不利の相互関係

まず、インペアメンツとハンディキャップスの関係ですが、この二つの間を直結してしまうとどうなるかと言うと、例えば、目が悪いことがわかったとき、その人が一生で使うだろうと思われるお金を渡してしまい、あとは適当にしていなさい、ということになると思います。つまりディスアビリティズの克服を通過してしまうと、本人の生きがいとか働く喜びとか、あるいは自己実現の可能性を遮断してしまうことになります。飼いきれしと

いうことで、この二つの関係は直結させてはいけないものです。

インペアメンツとディスアビリティズの関係で一番大きな問題は、中途失明者の場合は失明の告知ということです。それが先天盲の場合では、親が自分の子どものインペアメンツを認められないということになります。医師も告知をなかなかしてくれないので、目が見えさえすればなんとかなると眼科医回りをしていて、育児の機会を逸してしまうという問題があります。そういう親子を早く発見して、ディスアビリティズを克服する育児に専念してもらうにはどうすればいいかというのが、大きな課題となります。

インペアメンツは医療的処遇の対象であって、教育には関係がないわけですが、教育や訓練を効果的にするためには、インペアメンツの状況を知っていなければなりません。私どもは、ゼロ歳児から親の相談を長年受けていますが、例えば次のようなことがありました。

あるとき、生後7か月ぐらいの小眼球の子の親が、「先生、私この子に笑いかけるのですが、この子は笑ってくれないんです」と言うので、「どんなふうに笑いかけていますか」と聞きました。すると「膝の上に乘せて、覗き込んで笑いかけます」という答えでした。小眼球というのは、視力は0.1ぐらいまでで、多くの場合は上方視野欠損を伴っています。そこで「多分上の方から覗いたのでは、お母さんの顔が見えていないのだから、高い、高いをして下から覗き込むようにして笑いかけてごらん」と説明したところ、電話がかかってきて、「笑ってくれました」と喜んでいたということがありました。

それからまたしばらくして、夏になってコタツをはずしたら、ハイハイしていて、それまではコタツの前でちゃんと止まっていたのに、机にぶつかってしょうがない、と言ってきました。これは四つ這いになっていると前が見えないので、コタツのときは布団のすそでコタツがあることがわかっていたのが、机では布団がないからぶつかったということになります。家具の配置その他育児環境を整えることでも、遊具や食物を見せる場合で

も、また、学習のときでも、弱視の子どもにとって、その子の視野や視力にとって一番いい条件で提示していくことが必要です。そのためには、インペアメンツの状況を充分に知っておかなければならないわけです。

次にディスアビリティズとハンディキャップスの関係では、ディスアビリティズを訓練によって克服しても、それを活かせるチャンスが与えられなければなんにもならないという問題があります。例えば、サリドマイド児は手が使えないので、足で食事をしたり、字を書いたりできるように訓練します。日本の社会的習慣からいうと、机の上に足をあげてはいけないということで、それを押しつけると、せっかくディスアビリティズを克服したのに、それを活かさないことになります。これではなんにもならないという関係が、ディスアビリティズとハンディキャップスの間にはあります。

普通の子どもでも3歳ぐらいになると、お手伝いしたいと言って手を出してきます。実際はよごれていて、あとでお母さんが「よくできたね」と言いながらあと片付けをするわけですが、目が見えない子どもだとそうはいかないことがあります。「危ない」とか「してはいけない」とか言って、手を出すことを禁止してしまうことがよくあります。それによって、子どもは経験でディスアビリティズを克服していくチャンスを失ってしまうことになります。

したがって、幼児期から学齢期にかけて、その子のできる役割を与えていくということが大切で、これによってハンディキャップスを克服するだけでなく、それがさらにディスアビリティズを克服していくことにはね返っていくということになります。

3) 損傷の配慮と能力障害の克服

行動能力を育成するためには、まずディスアビリティズを克服するということに重点を置いて、教育や訓練をすることが必要ですが、インペアメンツについても配慮しなければなりません。前項の小眼球の子どものよう

に、インペアメンツの状態を前提としてディスアビリティズの克服をすることも大切だし、あるいは、牛眼や強度近視の子どもの視力がさらに落ちないように、事故を起こさないようにディスアビリティズの克服をさせていくことも大事です。

一病息災という考え方が健康の維持についてありますが、何かのインペアメンツがあっても、それと上手に付き合っ健康管理をしていくことが必要です。それを全く無視して、訓練や教育をしてはならないという側面があります。こういう意味で、損傷つまりインペアメンツを配慮しなければならないというわけです。

これを前提として、ディスアビリティズを克服していくことに、行動能力の育成はかかっており、資料Ⅰの中のディスアビリティズの項目にあげられているようなものが、カバーしている領域だと考えていいと思います。

2. 乳幼児期の養育の課題

1) 両親の役割

中途失明者の場合では、本人がインペアメンツを自覚してディスアビリティズを克服していくというリハビリテーションの課程があります。もちろん家族の理解が必要ですが、いろいろなことを経験して「できる」ことがあることを知り、自ら自覚していくことが基本です。

ところが、乳幼児では自覚はできません。したがって、両親の果たす役割が最重要ということになります。専門家が携わったとしても、1週間に1回とか2回とか、あるいは月に1回という程度の関わり方しかできません。しかも1回が2,3時間ということで、たいへん限界があります。それに対し、両親は四六時中付き合っているのです、その暮し方をどうしていくのかということが、ディスアビリティズの克服にあたって非常に重要になります。

両親の役割がどこにあるかを明確にする必要があります。第1は、親自身がその子のインペアメンツを受け入れ、普通の子どものと同じような気持

ちで子育てをしていくのだということに焦点を当ててもらうことです。しかも、それを一日の生活の中にすべてに徹底してもらうことが、まず必要です。

2番目は、少なくとも3歳ぐらいまでは、子どもにとってあまやかし過ぎということはないということを知ることです。子どもの側からみると、自分は世界一愛されているのだと感じるような状況を作るということです。

普通の赤ちゃんと母親との関係では、目と目によってお互いの関係をだんだん充実していきます。母親としての自覚がそれほどなかったお母さんでも、子どもとのやりとりの間で、自覚がたくましく育っていくというように、子育ての中で親が育つという関係が成り立っています。ところが、障害児の乳幼児の場合には、子どもの動きがない、親が何か働きかけても、反応が積極的には返ってこないという状況があります。したがって、視覚以外の感覚、スキンシップを中心とした働きかけを、親の側からする必要があります。ほんとにかわいくてしかたがない、という感じが子どもに伝わるようなしぐさをするのと、もう一つは、子どもが何かを訴えるようなわずかな信号でも送ってきたら、それを敏感に受け止めて、それに適切に答えることが大切です。

子どもが発達するということは、子どもの周りの人や物との相互関係、つまりそれらに対する働きかけ合いを通して学習し、経験し、その結果発達していくものです。視覚障害児の場合でも、このような相互関係をまず作るということが大切です。自分が愛されているということがわかると、それをバックにしながら、ほかの世界、ほかの人や物に対して積極的に働きかけていく、しかも精神的に安定して働きかけていくことができるようになります。

こういう状況に、いかに両親になってもらうかが大事なことです。

視覚障害児の場合、親の側が「これをしてはいけない」とか「これはだめ」と禁止したり、あるいは「こうしなさい、ああしなさい」と親の側で指示をするということが、非常に多く行われています。しかし、基本的に

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みにになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

視覚障害をどうとらえるか 第2集
——ライフサイクルに応じた社会的自立——
IBM ウェルフェアセミナー報告集増刷版
(日本盲人福祉研究会資料)

発行日	平成元年12月1日
事務局	日本アイ・ビー・エム株式会社 IBM ウェルセミナー事務局 〒106 東京都港区六本木3-2-12 Tel 03(586)1111
編集	日本盲人福祉研究会 〒166 東京都杉並区成田東5-36-15 Tel 03(220)1421
印刷	合同印刷株式会社 〒130 東京都墨田区業平2-9-13 Tel 03(624)6111 (代表)